

徳島県教育委員会教育長訓令第3号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和46年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習課の表第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この訓令は、令和8年5月15日から施行する。